

商労文教委員会会議記録（第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 6 日

福島県議会

1 日時

令和7年 6月26日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 2時37分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒 秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

5 事務局職員

議事課	主査	大江由貴
政務調査課	主任主査	渡部幹雄

6 説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	長根由里子
次長兼審査調整課長	大橋雅人

教育庁

教育長	鈴木竜次
教育庁政策監	高橋浩一

教育次長（業務担当）	箱 崎 兼 一
県立高校改革監	根 本 卓 也
教育総務課長	柁 木 渉
財務課長	坂 本 桂 一
施設財産室長	小 島 哲
職員課長	渡 邊 耕 史
福利課長	坂 詰 康
社会教育課長	遠 藤 裕 一
文化財課長	後 藤 雅 樹
庁参事兼義務教育課長	佐 藤 敏 宏
高校教育課長	高 橋 喜 智
県立高校改革室長	佐 藤 克 敏
特別支援教育課長	齋 藤 成 子
健康教育課長	木 幡 健

7 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、佐藤政隆委員、佐久間俊男委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件、議員提出議案第93号外10件及び請願13件である。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程案のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので、紹介する。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長兼審査調整課長自己紹介）

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

今回、労働委員会事務局については付託議案はないが、この際、労働委員会事務局より発言を求められているため、これを許す。

労働委員会事務局長

（別紙「6月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明）

佐藤郁雄委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

神山悦子委員

この2か月間で117件の労働相談があったとのことだが、相談内容の特徴を聞く。

また、ハラスメント防止出前講座については、昨年度は対面と動画配信方式を合わせて31団体が受講したとのこと、今後も続けていく方針だと思うが、今年度の方針を聞く。

次長兼審査調整課長

労働相談117件の内訳は例年と同様の傾向であり、パワハラや嫌がらせなど、人間関係の相談が35件で最も多い。続いて、退職に関する相談が19件、労働契約に関する相談が12件である。

また、ハラスメント防止出前講座とワークルール出前講座については、合わせて年間30回の開催を予定しており、労働委員会の委員が講師となり実施するが、動画配信については好きな時間に繰り返し受講できるとの声も聞かれるため、最大限活

用していきたい。

神山悦子委員

確認だが、ハラスメント防止出前講座とワークルール出前講座を合わせて30回実施するのか。

次長兼審査調整課長

委員指摘のとおり、合わせて30回実施予定である。

神山悦子委員

本会議でも質問したが、県においても民間企業と同様の傾向でハラスメント等の問題が生じていると思われる。ハラスメント防止に向けた取組を実施するよう要望する。

荒秀一委員

本日の新聞報道によると、会社都合や最低賃金引上げの影響などにより、全国的に障がい者を解雇せざるを得ない状況にあるとのことである。以前の委員会でも質問したが、障がい者や外国人などの相談体制を今後どのように構築していくのか。

次長兼審査調整課長

先日、使用者から障がい者に関する労働相談が寄せられたが、相談を受けた際は、雇用労政課などと連携し、適切な相談窓口や部署につなげるよう対応していく。外国人に関する労働相談についても、全国的に課題として取り上げられている。以前、国際課の協力を得て対応したケースがあったが、今後も他県の取組などを参考にしながら、国が設置している専門の相談窓口を紹介するなど、適切に対応したい。

荒秀一委員

労働環境が大きく変わりつつあるため、情勢を注視しながら相談体制を整えるよう要望する。

佐藤郁雄委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時 9分 休憩)

(午前 11時11分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので、紹介する。

政務調査課渡部主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

(県立高校改革監以上の新任者は自己紹介、その他職員は政策監から紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

(別紙「6月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

教2ページの高校生等臨時支援金の内容と対象人数を聞く。

財務課長

高校生等臨時支援金については、全日制で4,650人、定時制で40人、通信制で120人の合計4,810人が新たに対象となる見込みである。

神山悦子委員

対象となる世帯年収の基準を聞く。

財務課長

現行の就学支援金については、世帯年収約910万円以上を目安に対象外としていた。高校生等臨時支援金については、従来対象外であった4,810人が新たに対象となる見込みである。

神山悦子委員

支援金の支給に伴い、授業料を徴収しないとの認識でよいか。

財務課長

国から支給された支援金については、いわゆる代理徴収とし、県が保護者に代わり受領して授業料債権に充てるため、保護者において納入手続を要しない。

誉田憲孝委員

スクールロイヤーについて、詳細を聞く。

職員課長

スクールロイヤーについては、例えば保護者への対応において生じた問題など、学校現場で抱える管理運営事項に対し、必要に応じて弁護士が法的アドバイスをするものであり、今年4月から運用を開始している。

誉田憲孝委員

新年度に早速対応した案件について、内容を聞く。

職員課長

現時点で6校から相談を受けており、生徒指導等に関する保護者対応で生じた問題に対し、法的アドバイスをしている。

誉田憲孝委員

教育現場は非常に大変な状況にあり、特に福島市の特別支援学校においては教職員が10名足りず、また、近隣の学校も6名足りないと聞いている。その原因について教職員やPTAと話したところ、保護者対応が大変であり、例えば1時間も電話対応を強いられ、他の業務に支障を来すとのことである。保護者に対して反論できず、子供を叱れなくなっており、クレームがあれば担当教員を替える学校もある。

るなど非常にづらい状況にある。また、いじめの相談にきた保護者が、教職員に対し威圧的に詰め寄るケースもあると聞いており、弁護士のアドバイスは非常に大事であると思う。

国においては、県の事務所単位で1人ずつ配置する想定である一方、本県においては4月から1人のみの配置であり、まだまだ足りない状況にある。国としては、数年前から配置する方針としており、県が国に先んじて取り組むべきだと思うが、考えを聞く。

職員課長

幅広く現場の声に答えることが重要である。積極的に活用してもらうため、現場の教職員に事業を分かりやすく説明する研修動画を作成し、各学校において視聴してもらっている。今後も、積極的に幅広く活用できるよう取組を進めるとともに、適切に対応していきたい。

誉田憲孝委員

本気で取り組まなければ、教育がままなくなる。本県児童生徒の英語力向上など様々な成果が見えている中で、教職員が適正に対応できなくなるおそれがあるため、力いっぱい取り組むよう要望する。

次に、高等教育機関や民間企業等の協力による高校生の海外派遣について、留学生30名を選考したとのことだが、応募状況を聞く。

高校教育課長

県内の公立学校や高等専門学校から応募があり、高校生については、3名程度のチームでの応募もあったが、ほとんどは個人の応募であった。

先ほど教育長が説明したとおり、東南アジア、アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダなど幅広い地域を対象とし、14日以上で、各地域が抱える課題についての探究活動を行う。

誉田憲孝委員

期待している。よろしく願う。

神山悦子委員

県立高校の入学者選抜におけるWEB出願導入に伴う条例改正について確認する。入学検定料についてはクレジットカードやコンビニでの支払いが可能となるとのことだが、詳細を聞く。

財務課長

従来は、入学願書に収入証紙を貼付し、中学校を通して高校へ提出していたが、WEB出願の導入に伴い、クレジットカードやATM、コンビニでも納付できる。入学検定料は従来と同様に2,200円だが、保護者や学校の負担軽減につながると考えている。

神山悦子委員

保護者も含め周知徹底を願う。

佐藤郁雄委員長

ほかはないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

鳥居作弥委員

ラーケーションについては、以前、本会議で質問があり、私も本委員会で質問したが、他県の状況をしっかりと精査しながら調査研究するとの答弁があった。調査研究の方法は様々であり、インターネットによる情報収集か、茨城県などの先進県の担当者に課題などを聞いたのか、あるいは県内の学校や児童生徒にアンケートなどを実施したのか。調査研究の内容を聞く。

義務教育課長

各市町村において少しずつ取り組まれていると考えている。まだ調査が進んでいない状況にあるため、引き続き研究を進めていきたい。

鳥居作弥委員

ぜひ進めてほしい。今年は大阪・関西万博が開催されているほか、今後、本県においても大ゴッホ展を開催予定であるため、ラーケーションを取り入れ、多くの県民が出かけやすい環境をつくるのも大事である。特に、大ゴッホ展は高校生以下は無料であるため、ぜひ進めてほしい。現時点で想定しているラーケーションのメリット、デメリットを聞く。

義務教育課長

現在、各学校においては、保護者の職業等に配慮して自己都合欠席を認めており、

個別の状況に応じて対応している。

鳥居作弥委員

茨城県や愛知県ではラーケーションが導入されており、例えば、保護者がサービス業に従事しており土日に休めない場合、児童生徒が平日に学校を休み、様々な体験活動を通して親子の絆を深めてもらうこととしている。茨城県では年間5日間ほど学校を休める。以前の定例会において、本県でも導入願いたく質問し、検討するとの答弁だったが、その後の状況を聞く。

義務教育課長

まだ十分に研究が進んでいないため、引き続き検討したい。

鳥居作弥委員

質問してから大分時間が経過している上、以前の本会議では教育長が調査検討する旨答弁していたため、ぜひ早急に検討願う。本来、今年度導入されれば、平日に保護者との外出が可能であったため、ある程度期日を決めて対応願う。インターネットで検索すると、経済的な理由で出かけられないとの話もあり、大阪・関西万博も大ゴッホ展も交通費等がかかるが、経済的理由と時間的理由は全く別物であるため、ラーケーションの導入を前向きに検討願う。

義務教育課長

引き続き研究し、検討していきたい。

鳥居作弥委員

引き続きある程度期限を定めて検討願う。インターネット上では、「経済的にゆとりのない家庭は平日に休みを取っても行くところがない」、「体験格差が生まれる」などの書き込みがあり、それを理由に自治体においても検証が進んでいないとも書かれているが、大変失礼である。私には子供が2人いるが、例えば大潮の日には海辺に行くと、ふだん見られない光景が広がり、様々な生物に出会える。それも一つの体験学習であり、金をかければよいわけではない。様々な人と意見交換しながら進めていくことで、ラーケーションを導入願う。

いわき市内の公立学校において、いじめの問題が2年間放置されていたとの報道があった。2年経過して重大事態として認定され、第三者委員会が設置されたとのことだが、一般的に重大事態に認定されるまでのプロセスを聞く。

義務教育課長

被害者が不登校となった場合や自死事案が発生した場合、学校が事案を認知し、重大事態に該当すると判断する。令和6年度に文部科学省のガイドラインが改訂され、いじめの疑いがある旨、保護者から申出があった場合についても、重大事態として調査等を行う。

鳥居作弥委員

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインが令和6年度に改訂されたが、先ほど義務教育課長から説明があったように「疑い」が一つのテーマである。今回の事案は、2年前に学校側がいじめの疑いを認知した時点で重大事態として認定すべきであったが、今回の対応は、現在のガイドラインに沿った対応なのか。

義務教育課長

2年前の当該学校における対応については、個別の案件であるため、この場では説明を控える。

鳥居作弥委員

承知した。このガイドラインにおいては、何が言いたいのか分からない曖昧な表現が多いが、どの段階でいじめの疑いがあると判断されるのか。

義務教育課長

学校にていじめの疑いを認知した場合、校内で調査を実施し、その結果を保護者に説明する流れとなっている。これについては、改訂前と同様である。

鳥居作弥委員

校内の調査には限界があると思う。当事者の特定など、非常に難度が高い作業である。真実がなかなか見えない調査をすること自体が適切か分からないが、学校がいじめを認知した後、どのような権限で調査するのか。

義務教育課長

一般的に、当事者や関係者への聞き取りのほか、場合によっては校内におけるアンケート調査などを実施し、その結果を保護者に説明する。

鳥居作弥委員

様々な事例を見ると、例えば児童生徒が自ら命を絶った場合、学校が調査を実施してもなかなか真実が見えず、場合によっては被害者の保護者も実態を把握できないなど、学校における調査には限界がある。例えば、いじめが発生していると保護者から連絡があった場合や、児童生徒から申出があった場合、早急に重大事態とし

て認定し、第三者の見地を基に調査しなければ難しい。今後、類似の事案があった場合、学校側の対応スキルの問題ではなく、権限の限界があるため、いじめの火種を認知した時点で第三者委員会による重大事態の認定を前提として対応願いたい、考えを聞く。

義務教育課長

今回の新聞報道にもあったように、第三者委員会の設置主体はいわき市であり、本県としては、市町村を適切に支援していくとともに、引き続き制度の周知を進めていきたい。

鳥居作弥委員

デリケートな問題であるため、フローチャートなどをしっかりと作成すべきであり、各事案について学校の判断に委ねることは決してあってはならない。2年間という期間は非常に長い。場合によっては想定したくない事案に発展したかもしれず、いじめに至らなくてもそれに準ずることが学校では頻繁に行われている実態がある。現場だけに任せるのではなく、ある程度体系的に対処する必要があると思うが、当該事案に対する教育長の考えを聞く。

教育長

新聞報道のあった事案については、今後、詳細を聞き取った上で、県教育委員会としてきちんと水平展開し、類似の事案が生じた際の教訓として生かせるよう、今後の対応を考えていきたい。

神山悦子委員

鳥居委員指摘のいじめ問題について、報道を見ると、言葉が悪いかもしれないが、隠していたのではないかと感じる。従来からいじめの問題は県内各地で明らかになっており、その対処がいつも問題となっているが、まずは当事者に聞き取りを行う必要があり、自殺などに至らないようスクールカウンセラーなどの専門家を従来から活用してきたと思う。教育委員会が事案の発生を不祥事のように捉えて隠すことがないよう、問題が起きれば明らかにすべきである。教育委員会と学校、保護者が一緒に解決方法を考える姿勢がなくなっているとすれば、とても心配である。今回の事案を契機として問題が起きればきちんと共有して対処方法を考え、重大事態と判断されない場合も第三者委員会を設置すべきであると思うが、考えを聞く。

義務教育課長

県内の各中学校に1人ずつ、小学校については全体の3分の1にスクールカウンセラーを配置済みであり、各学校において活用が進んでいる。各教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、いじめの未然防止に努めたい。

神山悦子委員

人権や命の問題と捉えて対処することを忘れることなく、各組織が対応するよう意見を述べておく。

次に、小中学校における直近の教員の未配置数を聞く。

義務教育課長

5月1日現在の教員の未配置数は、小学校141名、中学校80名で計221名である。

神山悦子委員

毎年、同様に未配置が生じており、教員を増やすしかないと思うが、人口が減少している中で教員の不足が生じていることを本当に重く受け止めなければならない。年度当初から教員がいないことは、子供たちにとって大変な問題だと思うが、どのような解決策を考えているのか。

義務教育課長

年度当初から配置が難しい現状については、非常に重く受け止めている。採用数の算定を見直すとともに、講師の確保に努めている。例えば、教員免許を取得しているが現在は教職に就いていない、いわゆるペーパーティーチャーを対象とした説明会を教育事務所ごとに開催するなどの取組を進めている。

佐藤郁雄委員長

一般的事項に対する質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は、発言願う。

神山悦子委員

いじめの問題が明らかとなった際、学校や教員に対する評価の低下を恐れて学校側が隠す傾向があるとすれば、市町村教育委員会だけの問題ではなく、県教育委員会が状況を改善すべきである。それらが事案の公表に影響しているとしたら、見直しが必要であると思うが、考えを聞く。

義務教育課長

いじめの認知に関しては、発生ゼロよりも見逃しゼロを呼びかけている。発生がないことに関しては、学校評議員等において保護者に公表し、保護者の目から見て間違いはないか確認してもらう体制を取っている。

神山悦子委員

文部科学省におけるいじめ問題への対処は、以前よりも変わってきたと思う。引き続き事案の発生を見逃さないよう求めたい。

本会議でも質問したが、文部科学省へ申請した学校施設改修事業の8割が不採択となったことに驚いた。これほど多くの不採択は従来もあったのか。また、不採択により県内で実施できなくなった事業の規模を聞く。

施設財産室長

文部科学省の学校施設環境改善交付金は、学校の防災機能の強化や施設改修に活用される。毎年4月に内示があるが、今年度の採択率は全体の約16%となり、急激に下がってしまった。従来、特段の要件未達がなければ8～9割が採択されており、市町村からも困惑の声がかなりあったため、先月、当職も文部科学省を訪問して事情を聞き、現状を伝えてきた。

採択保留の原因については、国の予算の構造に関する問題もある。学校整備に係る当初予算は、毎年約600億円計上されるが、近年、学校の統廃合等に伴い施設新築に係る予算が増加している。また、昨年度、体育館への空調設備設置に係る予算が新設され、それが優先された結果、今回の改修予算にしわ寄せが生じた。市町村では夏休みに工事を行う予定だったが、今年度は見送らざるを得ないなど問題が生じているため、6月6日の政府要望や全国都道府県教育長協議会など、あらゆる場面で要望活動を実施し、国からは今後の執行残や補正予算などで追加の採択を検討

するとの回答があった。国からの情報収集を引き続き徹底し、市町村に共有するなど万全を期する。

神山悦子委員

予算の配分が従来と全く逆転した。昨年度末、小中学校の体育館へのエアコン設置に係る予算が措置されたと聞いていたが、それが学校改修よりも優先された結果、郡山市の2校の改修を含む計77事業が実施できなくなった。少なくとも今年度、国が補正予算などを確保しなければ、来年が心配である。施設改修に係る予算枠を増やさない限り、同様の事態が起こる。施設のバリアフリー化、トイレの改修、体育館のエアコン設置など、様々な計画があるため、補正予算などの方向性を示すよう求めなければならないと思うが、考えを聞く。

施設財産室長

令和7年度に申請のあった77件のうち13件が採択され、残りの64件は採択保留となった。ここ数年、文部科学省においては補正予算を大規模に編成する傾向があり、昨年度は約600億円の当初予算に対して約2,000億円の補正予算を計上しており、補正予算で採択された事業も相当数あった。文部科学省においては、今年度の補正予算について明言していないが、努力したいとの話はあったので、引き続き働きかけながら動向を注視したい。

神山悦子委員

このようなことはあってはならない。今までにない大幅な縮減であり、補正予算での事業採択が必要であるため、教育庁においてもぜひ頑張ってもらってほしい、全国と連携して取り組むべきである。国が勝手に予算を削減し、地方自治体いじめのようなことが起こるのは初めてであるため、厳しく要望し、予算措置してもらうべきである。文部科学省を訪問し要望したことはよかったと思うが、本県では特別教室のエアコン設置も進まない。今年のような猛暑においては人命に関わる問題であり、早急に対応しなければならないが、教育長の考えを聞く。

教育長

県立高校の体育館へのエアコン設置については、優先順位をつけながら対応している。委員指摘の緊急防災・減災事業債についても承知しているが、事業期間が令和7年度までであり、今後の取扱いはまだ未定と聞いている。私は昨年まで危機管理部長を務めており、緊急防災・減災事業債を所管していたため注視しているが、現時

点では方向性が示されていない。いずれにしても、猛暑が続いているため、少しでも早く子供たちの学習環境を整えられるよう、県教育委員会としても努力したい。

神山悦子委員

教員も含め大変な状況にある。普通教室にはエアコンを設置済みだが、未設置の特別教室に担当教員が一日中いなければならない場合もあるとのことで、暑さ対策をしなければならないが、進まない状況にある。緊急防災・減災事業債は令和7年度までとのことで、他の方法でもよいので予算を確保し、命を守るための対応を検討するよう要望する。

4月、5月に大阪・関西万博を見学した小中学校があったようだが、これから行く学校もあるのか。

義務教育課長

修学旅行については、県内の多くの学校において春に企画されることが多い。春に実施した調査から特に変更はないと聞いている。

神山悦子委員

今後、暑くなると会場内でのメタンガスの発生が増加するおそれがあるほか、最近はユスリカが大量発生している。(公社)大阪自然環境保全協会が調査したところ、会場の人工ため池には鳥も魚もおらず、水底に栄養がたまった状態で海水が雨と混ざり、汽水域からユスリカが大量発生したとのことで、環境の大幅な変化を示唆している。ユスリカは天敵がいない状態で大量発生したとのことで、驚いた。少なくとも修学旅行で万博へ行く学校に対しては注意喚起してほしい。修学旅行で万博に行く高校はあるのか。

高校教育課長

今後、特に秋口に関西方面へ行く高校があるが、各学校が計画を立てているため、当課としては詳細な行程を把握していない。ただし、委員指摘のとおり、引き続き情報提供していく。

神山悦子委員

よろしく願う。

教育長から説明のあった県立高等学校改革後期実施計画について、今後統合予定の高校を聞く。

県立高校改革室長

令和８年度に船引高校と小野高校を統合してあぶくま柏鵬高校、平商業高校と四倉高校を統合していわき商業情報高校を開校予定である。また、９年度に福島西高校と福島北高校を統合予定である。

神山悦子委員

再来年度で県立高校の統合は完了するのか。

県立高校改革室長

後期実施計画で予定されている統合については、委員指摘のとおり令和９年度で完了する。

神山悦子委員

県立高校改革に伴う統廃合については、地元の意見があったほか、私も意見を述べてきた。後期実施計画もここまで進んできたが、今後も子供の数は減少すると予想されている。生徒数の減少に伴い、高校の再編が必要になると思われるが、考えを聞く。

また、本県では、小中学校において30人または33人学級を導入してきたが、教員を確保できないとのことで、小学校においては35人学級としている。高校においても小中学校と同様に30人または33人学級を実現すべきだと思うが、考えを聞く。

県立高校改革室長

公開している後期実施計画の最終ページに、次期県立高等学校改革について記載している。前期実施計画及び後期実施計画における成果、課題等を適宜検証し、新たな計画を策定する際は、地域の関係者から丁寧に意見を聴取し、慎重に検討していく。

また、高校における学級の規模については、現在、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき40人としている。これについても引き続き、意見を踏まえて検討していきたい。

佐久間俊男委員

公立中学校の部活動について聞く。今定例会の一般質問において、運動部の地域移行について質問があったが、以前、私も本委員会と総括審査会において質問した。従来、教育庁が主体的に運動部の地域移行に取り組んでおり、今後、文化スポーツ局にバトンタッチをすると認識しているが、詳細を聞く。

健康教育課長

当該制度がスタートして以来、様々な課題があり、教育委員会と知事部局の関係課が連携して課題解決を図るとともに、県の協議会においても役割を分担している。引き続き連携しながら進めたい。

佐久間俊男委員

令和7年度をもって改革推進期間が満了するが、県及び市町村教育委員会においては大変苦勞していることと思う。部活動の地域移行については、最終的には知事部局に移行するとの理解でよいのか。

健康教育課長

先般改定されたスポーツ基本法においては、中学生の部活動地域移行に伴う環境整備について規定されている。具体的な時期は述べられないが、一般的には自治体のスポーツ関係部局が同法に基づく施策を実施しており、本県市町村においても少しずつそのような動きが出てくるものと捉えている。いずれにしても県教育委員会として、取組を進めたい。

佐久間俊男委員

市町村教育委員会や担当部局の出席を求めつつ、部活動の地域移行に向けた取組について情報共有しながら進めてほしい。

文化系部活動の指導について、現在の状況を聞く。

義務教育課長

文化系部活動については、国の事業を活用して一般の指導員を少しずつ導入している。現在はモデル地区を指定し、取組を拡大している。

佐久間俊男委員

私の地域では、学校と地域のつながりを強化するため、中学校の合唱部や合奏部に土日の地域行事への参加を依頼していたが、週休2日制が浸透し、顧問の教員にとっては休日出勤となるため依頼しづらくなった。部活動の地域移行が進む中で、土日の文化系部活動の在り方等について考えを聞く。

義務教育課長

土日の部活動については、働き方改革の一環として、定期的に休業日を設けることとしており、各学校の実情に合わせて対応してもらいたい。

佐久間俊男委員

少子高齢社会の中、地域においては中学生の合唱、合奏を聴きたいとの声が多い

ため聞いた。生徒にとっても様々な形で思い出が残るよう、地域としても努力していきたい。

佐藤政隆委員

部活動の地域移行は、教員の多忙化解消の一環として実施されるものと認識している。例えば神戸市では、部活動を全面的に地域移行することで、教員の志願者数も増えてきたとのことである。本県においても、ある程度しっかりと方向性を定めなければならない。県教育委員会が教員を採用し、各市町村教育委員会が施策を実施する中で、一つの方向性を明確にしなければ、地域移行がうまくいかない。教員の未配置や志願者数の減少の問題を考慮すると、早めに方向性を定めなければならず、対応が遅れたらどうしようもなくなる。令和8年度には土日も含め本格的に移行するため、より早い決断が必要と思うが、考えを聞く。

健康教育課長

各学校における教員による部活動指導の実施の有無は、基本的に市町村が判断する。県としては部活動の地域移行の推進に從來から取り組んでいるが、市町村により実態が異なるため、それに応じた支援を引き続き実施したい。文部科学省の方針では来年度から実施とされているが、昨年12月に公表された地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめによると、令和8年度から13年度までを改革実行期間として新たに位置づけ、8年度から10年度までを前期、11年度から13年度までを後期としている。市町村によっては地域移行が進んでいない実態を踏まえ、国において改革実施期間を再設定したと捉えている。ただし、前期までに休日の部活動地域移行について全て着手するよう示されており、後期においては原則地域移行の実現が示されていることから、県においても、市町村を支援しながら取組を強化していきたい。

佐藤政隆委員

市町村との連携も必要である。先ほど述べた神戸市では、市が教員採用と部活動地域移行の取組を実施しているが、本県では県が市町村の教員を採用し、市町村が施策を実施している。県と市町村が互いに協調していかなければ成り立たない。後期までに確実に部活動の地域移行を実現するための青写真を明確にすべきである。例えば、先ほど佐久間委員が述べた文化系部活動についても、1校で活動できず、複数校が集まり活動する事例もあるため、スケジュール感を持って取り組むよう要

望する。

神山悦子委員

関連して聞く。教員に時間的余裕がなく、地域の指導員確保も課題である。県北地域の保護者によると、子供が4月から中学生になったが、教員不足により1人が2科目を担当している状況であり、部活動の指導は到底できない状況にあるとの説明を受けたとのことである。あわせて、外部に指導を依頼する場合、保護者負担が生じるため了承を求められたとのことである。同じ県北地域でも学校の規模等が異なり、学校により実情は異なると思うが、それぞれ問題を抱えている。保護者負担を伴い部活動を実施するのは本末転倒である。県教育委員会にて指導員を確保できなかったのか。義務教育課や健康教育課と連携して取り組むべきと思うが、考えを聞く。

健康教育課長

教員数や専門性の問題により部活動の指導者が充実しない状況は、地域移行に限らず、現在の学校部活動の運営においても生じ得ると承知している。委員指摘のとおり、保護者に負担が生じるなど苦しい実情があるが、県では、部活動指導員配置促進事業を実施しており、部活動を指導できる教員がいない学校に対し、地域の指導者を配置している。今年度は132名を配置予定であり、教員退職者を含め教員免許を取得していること、また、スポーツ指導者の資格を取得していることを要件としているほか、その他校長の認める者を任用しており、保護者を任用した実績もある。いずれにしても、生徒たちの部活動の環境を整えとともに、教員の負担が少しでも減るよう、引き続き対応したい。

神山悦子委員

実情を見ると、難しい課題が多数ある。例えば、保護者が指導などを行う場合、手当や安全面などの問題は避けられない。ヨーロッパのように体制が整備されている地域とは異なるため、関係者と十分に話し合い、方針を決めるべきである。引き継ぎの課題であるため、注視していきたい。

荒秀一委員

部活動の地域移行に向けてスポーツ基本法が改正されたとのことだが、子供たちの目標として全国中学校体育大会がある。部活動地域移行の議論における本大会の位置づけを聞く。

健康教育課長

全国中学校体育大会については、従来の規定では学校単位のチームしか出場できなかったが、部活動の地域移行が大分進んできたことから、地域のクラブチームも参加できるよう要件が緩和されている。今後の改革のスピードにもよるが、最終的に部活動の地域移行が完了した場合、大会成立の可否についても、中学校体育連盟にて議論していると聞いている。今後の推移を見ながら、当課においても情報収集したい。

荒秀一委員

今後の推移を見ながら対応するとのことだが、子供たちや保護者、学校における認識に影響し得る。全国中学校体育大会は現在のスタイルをいつまで継続していくのか。また、具体的な協議の開始時期を聞く。

健康教育課長

中学校体育連盟については他団体であるため、県教育委員会において方向性を示すことは難しいが、全国中学校体育連盟においても地域移行に向けた改革に関する議論が既に始まっている。今後、全国大会を実施しないことを決定した種目もあり、計画的に実行していくとの報告を受けている。大きな改革の時期で、様々な変更が生じるものと承知している。

荒秀一委員

高校における英語教育の実施状況について、国の目標水準には達していない一方で、英検準2級相当以上の高校生の割合が増えているが、それを支えるためにA IやA L Tを活用すると教育長から説明があった。改めて県としての目標を聞く。

高校教育課長

先日公表された令和6年度英語教育実施状況調査の結果によると、県内の高校における英検準2級相当の生徒の割合は、近年にないほど伸びたが、全国平均にはまだ達していないと承知している。国においては、9年度に全国の高校生の60%が英検準2級相当に達することを目標としているため、本県においても9年度までにその達成を目標に掲げている。そのために、従来から取り組んでいる教員のエンパワーメント研修を充実させる。なお、当該指標は英検準2級取得者の割合と同等ではなく、各校の英語教員により、3年間の学習指導の中で英検準2級と同等の学習力を持っているとの「みなし」を含むものである。そのため、当課としては英検準2

級相当とみなす基準等について、研修を重ねていく。また、発信力を含む本来の英語力を育てるため、南相馬市における小中高の連携による取組をモデルとして全県に波及させていきたい。

荒秀一委員

教育庁の努力と各校の歩みの成果であり、今後も向上していくと思うが、数人のALTと話すと、子供たちの反応がなく、会話ができないとのことである。国際化に向け、自分の意思をしっかりと持ち、話したり聞いたりすることが教育の最たる目標でなければならないと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

委員指摘のとおりである。単にスコアが高ければよいわけではなく、全ての学校で行われている英語教育の中で、人格形成も含めた総合的な学習力を高めていきたいと考えている。

渡部英明委員

教職員志願者数について聞く。先日、来春採用予定の小学校の教職員志願倍率が1.1倍となったとの報道があった。県教育委員会では、昨年度から大学3年生の特別選考などを導入し、志願者数増加に向け努力しているが、そのような方策がなければ1倍を切る状況となり得る。先ほども説明があったが、講師が不足しており、ペーパーティーチャーの採用を増やすなどの方策があるとのことだが、福島大学教育実践コースをはじめとする教育学部への入学が大前提である。つまり、大学を選ぶ時点から何らかの手だてをしなければ間に合わない。また、教職員の質の向上、不祥事の防止も倍率に影響すると推測される。そのような中、例えば福島大学との連携により教育実践コースへ誘導するほか、定員の拡大も含めた大学の充実も必要であると思う。県教育委員会としては大変深刻な状況にあり、志願者数を増やすための一手を考えたいと新聞には書かれていたが、県教育委員会としての認識と今後の方針を聞く。あわせて、福島大学との連携による教職課程の定員拡大、学生の誘導、奨学金の返還支援など、具体的な方策を進めていかなければ手遅れになると思うが、考えを聞く。

高校教育課長

教員採用については、昨年度、大学3年生等特別選考を導入したが、これに限っては飛躍的に志願者が増えており、唯一の明るい兆しだと思っている。現在、県立

高校にコース制を導入しているが、昨年度は、福島大学との連携により、教育コースの生徒を対象に生徒自身が考えた模擬授業を実施する機会を設けた。今年度も盆明けに実施予定である。参加希望者は昨年度と比べ100名以上増加しており、高校1、2年生のうちから将来に目を向けられる若者を育成している。福島大学との協議の機会があるため、入学者の定員拡大等も含め当課の思いをしっかりと伝えていきたい。

義務教育課長

講師等の任用や受験者の確保に向け、毎年、大学を訪問しているが、その回数を徐々に増やしている。加えて、大学生のうちに現場の様子を知ってもらうため、各教育事務所にて開催している授業に関する研修会に、大学生にも参加してもらう取組を進めている。

渡部英明委員

一つの手段だけでは手に負えないと思う。先ほど、奨学金の返還支援についても述べたが、様々な角度から教員の確保に結びつく方策を実施願う。

県立高校の寮においては、委託契約に基づき事業者が給食を提供している。具体的な高校名は述べないが、スポーツに力を入れている高校では、寮生の食事が通常と若干異なるようである。1食当たりの食材費が決められている中、事業者は給食を作っており、それなりに腹を満たせる量であると思うが、例えば夕食のラーメンを何杯も食べさせるよう要求があるほか、1日3食提供する契約であるにもかかわらず、夕飯から寝るまでの間に夜食としておにぎり2個、朝食と昼食の間におにぎり2個の計5食を提供しなければならないとの話を聞いている。運動部の顧問からそのような要求があるとのことで、受託事業者としてはなるべくそれに応えようと努力しているが、米価が高い状況でもあり、変更契約の締結などが必要であると思う。さらに、私に届いた声として、年間の提供日数を定めて契約しているが、実際の提供日数が当初契約に比べ増減しても委託料に反映されないとのことである。なお、昨年度においては、当初契約よりも20日分多く給食を提供することとなったが、超過分の委託料は支払われなかった。本来、校長と事業者との間で協議すべきであり、運動部の顧問が直接事業者に対し要求すること自体がおかしい。県内では複数の事業者が、各校の寮において契約を締結しており、県教育委員会として契約内容や実際の運用が適正であるかチェックする必要があると思うが、考えを聞く。

県立高校改革室長

給食業務については、各校で契約している。基本的には校長が契約権者となり、受託事業者も限られている中で料金等も含め適正に委託業務が遂行されているか、当課においても確認したい。

渡部英明委員

現在の物価高騰の中で、給食のおかずが唐揚げ1個のみとの報道がされるなど、子供への影響を防ぐべきであるため、ぜひとも指導、点検等に力を入れるよう願う。

佐藤政隆委員

あだち支援学校高等部が開校して3か月が経過する。特別支援教育課長も入学式に出席したが、現状や今後の取組について考えを聞く。

特別支援教育課長

4月に開校したあだち支援学校については、委員も入学式に出席し感謝を述べる。高等部を本宮高校に併設しており、各校の生徒による共同学習や、行事を共同開催する機会を設けるなど、充実した教育活動を進めている。また、安達地域の特別支援教育を推進していく観点から、開校当初から支援学校の管理職において地域の小中学校を訪問し、今後の安達地区の特別支援教育の推進について、関係者により協議している。2学期から二本松校舎が供用開始予定であり、地域の学校との交流及び共同学習を通して特別支援教育を推進していきたい。

佐藤政隆委員

小中学部は2学期からの供用開始に向けて順調に進んでいるようであり、高等部は本宮高校に併設する形で開校した。校舎が2か所に分かれているため、小中学部から高等部に進学する生徒たちの校舎の移動に当たっても配慮願いたい。

県教育委員会においては、勿来高校に支援学校を併設したが、インクルーシブ教育の成果が我々に見えてこなかった部分がある。今後、共生社会の中で、子供たちが障がいの有無にかかわらず互いをしっかりと理解するための教育が重要である。

本宮高校は、普通科1クラス、情報会計科1クラスの小規模校である。あだち支援学校高等部の生徒数のほうが多くなることもあり得る。県立高校改革を経て存続している本宮高校をブラッシュアップさせながら、インクルーシブ教育を行うべきであると思うが、考えを聞く。

特別支援教育課長

あだち支援学校高等部については、35名程度の規模で設置された。本宮高校については2学級であり、あだち支援学校高等部の生徒数が本宮高校の生徒数を上回ることは、現時点では想定していない。ただし、インクルーシブ教育を推進していく中で、障がいのある者となない者が共に学ぶ環境づくりを一層進めなければならない。障がいのない生徒たちが障がいのある生徒たちと関わることで、将来、社会に出たときに、障がいへの理解が進み、企業等における障がい者雇用につながるなど、共生社会の実現に向けた取組ができればよいと考えている。障がいのある子供たちが生き生きと社会参加でき、自立できる社会を目指し、引き続き特別支援教育の推進に向け一層取り組んでいきたい。

佐藤政隆委員

承知のとおり、本宮市は住みよさランキングの上位に位置している。インクルーシブ教育も含め、地域全体に人と人との関わりが根づいていることもあり、ランキングの上位にあると思っている。本宮高校は今年度も定員割れしており、本宮市や大玉村も生徒の確保に取り組んでいるが、なかなか生徒が集まりにくい状況にある。各市町村に任せるばかりでなく、県教育委員会としても、インクルーシブ教育を推進している高校であることが生徒にとって一つの動機づけとなるよう、生徒募集に取り組んでもらえるとありがたい。よろしく願う。

鈴木優樹副委員長

県立博物館の入札ミスに係る発表の在り方について、当事者との話し合いにより対応が進むわけではなく、事案が発生した場合、速やかに公表する体制をつくらなければならないと思うが、考えを聞く。

県立学校におけるエアコン設置について、本会議一般質問で神山委員も質問していたが、現場からは本当に早く設置してほしいとの声が非常に多く届いている。非常に多くの予算を要するものの、速やかに予算を確保する姿勢が必要であると思うが、考えを聞く。

財務課長

県立博物館の最低制限価格の設定誤りについては、5月1日付けで事案を確認した。その後、現在の契約事業者と本来契約すべき事業者のそれぞれと対応を協議したため、公表まで1か月半以上かかってしまったことは反省点として受け止めている。再発防止策として、各事務所の入札執行権者において関係規定を十分に確認す

るよう連絡している。今後、同様の誤りが起きないように、対応を徹底したい。

施設財産室長

県立学校におけるエアコン設置については、委員会においても毎回指摘を受け、今定例会の本会議一般質問においても質問を受けた。普通教室への設置は既に完了しており、パソコン室や図書室などの特別教室への設置を進めているが、それらも今年度で一通り完了見込みであり、体育館等への設置が今後の課題であると認識している。昨年度、各学校への調査を実施するとともに、全国的な整備状況等を調査しており、それらを踏まえ設置範囲や優先順位を整理していきたい。

佐藤郁雄委員長

ほかにはないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願61号外7件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、新規請願66号について各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願66号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願67号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願67号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願68号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

不採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願68号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願17号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願17号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願53号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願53号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月1日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

（午後 2時21分 休憩）

（午後 2時22分 開議）

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案11件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第93号について、各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

可決の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第93号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第94号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

可決の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第94号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第95号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第95号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第96号について、各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第96号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第97号について、各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第97号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第98号について、各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

インボイス制度の早期廃止を求めたい。可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

税と社会保障を一体として考えるべきであるため、否決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第98号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第57号について、各委員の意見を聞く。

菅田憲孝委員

可決の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第57号については、可決の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第70号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

議員提出議案第97号と同様の内容である。可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

否決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第70号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第71号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

議員提出議案第96号と同様の内容である。可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

否決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第71号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向

づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第86号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第86号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第87号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

議員提出議案第86号と同様の内容である。可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

否決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第87号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向

づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、新規請願61号については、さきに審査した議員提出議案第94号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願62号については、さきに審査した議員提出議案第95号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願63号については、さきに審査した議員提出議案第96号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願64号については、さきに審査した議員提出議案第97号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願65号については、さきに審査した議員提出議案第98号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願51号については、さきに審査した継続審査議案第70号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願52号については、さきに審査した継続審査議案第71号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願57号については、さきに審査した継続審査議案第87号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月1日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明 6 月 27 日は、午前 11 時より委員会を開く。

審査日程は、企業局及び商工労働部の審査である。

これを持って散会する。

(午後 2 時 3 7 分 散会)